

令和3年度  
民生委員審査専門分科会の審査状況について  
(保健福祉部福祉局地域福祉課)



# 令和3年度民生委員審査専門分科会の開催状況等

## 1 開催状況

回数	年月日	場所	主な内容	備考
1	R4. 3. 23	書面開催	(1) 分科会長の改選 (2) 居住年数の撤廃 (3) 推薦会委員長の押印の廃止 (4) 主任児童委員の年齢要件の緩和	

※民生委員・児童委員の委解嘱に係る専門分科会の意見聴取について

(平成26年の法改正を踏まえた対応)

- 一斉改選時及び道が必要と認めた場合のみ行う。
- 欠員補充に係る審査は行わない。

## 2 厚生労働大臣への推薦状況

市町村民生委員推薦会からの推薦の内容について、法律等に照らし、道において審査の上、厚生労働大臣（北海道厚生局）へ推薦。

年月日	主な内容	備考
R3. 4. 1～R4. 3. 31 欠員補充分	・ 欠員補充分に係る候補者の推薦 委嘱 133 名 (審議会の意見聴取なし)	解嘱 163 名

※ 政令市、中核市及び東川町を除く

### 【参考】 委解嘱に係る事務処理の権限の委譲

#### (1) 主な委譲事務

- ・ 民生委員法第5条第1項の規定による民生委員の推薦
- ・ 同法第5条第2項の規定による北海道社会福祉審議会の意見聴取
- ・ 同法第6条第2項の規定による主任児童委員として指名されるべきものの明示
- ・ 同法第11条第1項の規定による民生委員の解嘱の具申

#### (2) 権限の委譲を行っている市町村

平成25年4月1日 東川町

# 令和3年度民生委員児童委員の定数及び委解嘱の状況

## ① 令和2年度末時点

定数及び現在数					うち主任児童委員				
定数	現在数	人員		欠員	定数	現在数	人員		欠員
		男	女				男	女	
8,478	8,211	3,760	4,451	267	757	745	130	615	12

## ② 令和3年度の委解嘱の状況

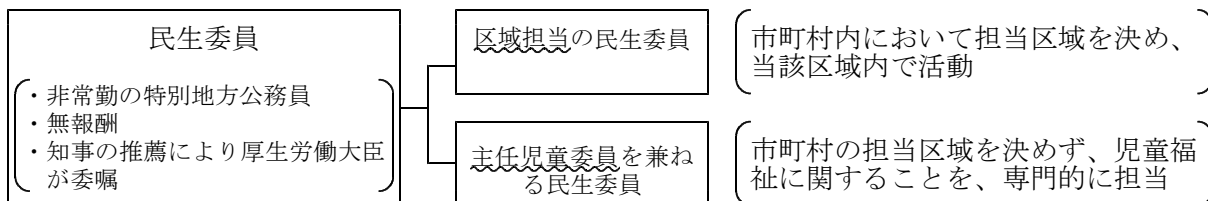
委解嘱の状況					うち主任児童委員				
<b>●委嘱者</b>					<b>●委嘱者</b>				
区分		人員	男	女	区分		人員	男	女
一斉改選					一斉改選				
欠員補充	20代	0	0	0	欠員補充	20代	0	0	0
	30代	3	1	2		30代	3	1	2
	40代	20	7	13		40代	5	2	3
	50代	33	8	25		50代	6	0	6
	60～64歳	20	6	14		60～64歳	2	0	2
	65～70歳	45	27	18		65～70歳	0	0	0
	71歳～	12	8	4		71歳～	0	0	0
	小計	133	57	76		小計	16	3	13
合計	133	57	76	合計	16	3	13		
<b>●解嘱者</b>					<b>●解嘱者</b>				
区分		人員	男	女	区分		人員	男	女
一斉改選に伴う任期満了					一斉改選に伴う任期満了				
任期中の解嘱	死亡	37	27	10	任期中の解嘱	死亡	0	0	0
	転出	25	12	13		転出	2	1	1
	病気・ケガ	74	43	31		病気・ケガ	3	2	1
	家族介護	5	2	3		家族介護	0	0	0
	業務多忙	3	1	2		業務多忙	0	0	0
	その他	19	6	13		その他	9	1	8
	小計	163	91	72		小計	14	4	10
合計	163	91	72	合計	14	4	10		

## ③ 令和3年度末現在数

定数及び現在数					うち主任児童委員				
定数	現在数	人員		欠員	定数	現在数	人員		欠員
		男	女				男	女	
8,478	8,181	3,726	4,455	297	757	747	129	618	10

# 民生委員について

## 1 民生委員の概要



民生委員の設置根拠	児童委員の設置根拠
<p>【民生委員法】 第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。</p>	<p>【児童福祉法】 第16条 市町村の区域に児童委員を置く。 2 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。</p>

## 2 民生委員の役割

民生委員	社会奉仕の精神をもって、区域内の住民に対し、その生活状態を必要に応じて適切に把握し、又、福祉サービスの情報を収集するなどして、 <u>相談、助言、情報提供等必要な援助を行うとともに</u> 、福祉事務所やその他の関係機関の業務に協力するものである。[民生委員法第14条]
児童委員	<u>区域内の児童及び妊産婦に対し、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他の福祉に関し、援助及び指導をする</u> とともに、福祉事務所やその他の関係機関の業務に協力するものである。[児童福祉法第17条]
主任児童委員	<u>児童福祉に関する事項を専門的に担当し</u> 、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開するものである。[児童福祉法第17条]

## 3 民生委員の定数

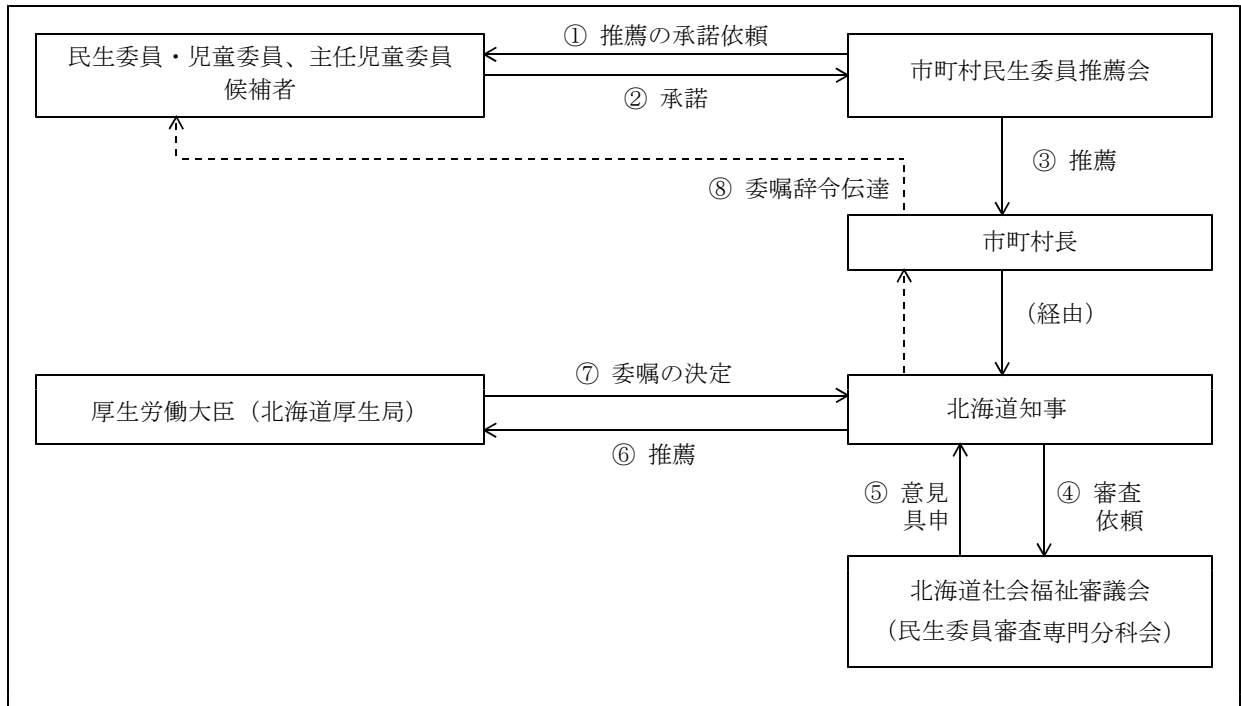
### (1) 定数の定め方

<p>【民生委員法】 第4条 民生委員の定数は、<u>厚生労働大臣の定める基準を参酌して</u>、前条の区域ごとに、<u>都道府県の条例で定める。</u> 2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する<u>市町村長</u>（特別区の区長を含む。以下同じ。）<u>の意見を聴くものとする。</u></p>																
<p>【民生委員・児童委員の定数基準について（厚生労働省通知の抜粋）】 1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>配 置 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 東京都区部及び指定都市</td> <td>220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人</td> </tr> <tr> <td>2 中核市及び人口10万人以上の市</td> <td>170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人</td> </tr> <tr> <td>3 人口10万人未満の市</td> <td>120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人</td> </tr> <tr> <td>4 町 村</td> <td>70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>民生委員協議会の規模</th> <th>主任児童委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生委員・児童委員の定数39人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員の定数40人以上</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	配 置 基 準	1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人	2 中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人	3 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人	4 町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人	民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数	民生委員・児童委員の定数39人以下	2人	民生委員・児童委員の定数40人以上	3人
区 分	配 置 基 準															
1 東京都区部及び指定都市	220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人															
2 中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人															
3 人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人															
4 町 村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人															
民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数															
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人															
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人															

### (2) 道内の定数（政令市・中核市を除く）

8,478人（区域担当7,721人、主任児童委員757人）

#### 4 民生委員委嘱フロー図



北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

委員名簿

所属	氏名	備考
(公財) 北海道民生委員児童委員連盟会長	佐川 徹	分科会長
北海道議会議員	笹田 浩	
北海道議会議員	桐木 茂雄	
北海道女性団体連絡協議会 常任理事	吉良 哲子	
北海道ホームヘルプサービス協議会 会長	佐々木 薫	
(社福) 北海道社会福祉協議会理事	西川 勝夫	
日本赤十字社北海道支部 事務局次長	杉原 茂	
(社福) 北海道母子寡婦福祉連合会 理事	藤本 恭子	

民生委員・児童委員選任要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><b>民生委員・児童委員選任要領</b></p> <p><b>第1 民生委員・児童委員の役割</b>            民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。</p> <p><b>第2 民生委員・児童委員の適格要件</b>            民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。            また、男女比の極端な偏りがないよう留意すること。</p> <p>(1) 民生委員・児童委員の選任に当たっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した者を選出すること。</p> <p>(2) 現任の民生委員・児童委員を候補者として再選出する場合には、将来にわたって積極的な活動を行うことのできる者を選任する見地から、「できる限り75歳未満」の者を選出すること。            また、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。</p> <p>(3) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者</p> <p>(4) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者            ただし、一定の条件を満たす場合はこの限りではない。</p> <p>(5) 生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者</p> <p>(6) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者</p> <p>(7) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者</p>	<p style="text-align: center;"><b>民生委員・児童委員選任要領</b></p> <p><b>第1 民生委員・児童委員の役割</b>            民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。</p> <p><b>第2 民生委員・児童委員の適格要件</b>            民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。            また、男女比の極端な偏りがないよう留意すること。</p> <p>(1) 民生委員・児童委員の選任に当たっては、社会福祉に対する理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した者を選出すること。</p> <p>(2) 現任の民生委員・児童委員を候補者として再選出する場合には、将来にわたって積極的な活動を行うことのできる者を選任する見地から、「できる限り75歳未満」の者を選出すること。            また、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。</p> <p>(3) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者</p> <p>(4) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者            ただし、一定の条件を満たす場合はこの限りではない。</p> <p>(5) 生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者</p> <p>(6) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者</p> <p>(7) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者</p>



(8) 議会議員が民生委員を兼職することは認められないので、候補者として選出しないこと。

### 第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して、選任基準等を作成し、民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

### 第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きいいため、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

#### 1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利し

(8) 議会議員が民生委員を兼職することは認められないので、候補者として選出しないこと。

### 第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討して、選任基準等を作成し、民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

### 第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きいいため、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

#### 1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推薦会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。
- (7) 推薦会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用

た場合には解嘱すること。

## 2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、知事が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。  
また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

## 3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

## 第5 委嘱手続に関する留意事項

- 1 推薦会において推薦する民生委員・児童委員候補者の数が定数より多いときは、これに序列を付すこと。
- 2 知事は民生委員推薦会が推薦した者のうち、民生委員・児童委員として適当でないと認められる者のあるときは、再推薦を命じ、再推薦を命じてもなお、適当でないと認められる者を推薦した場合には反復して再推薦を命じるものであること。  
なお、再推薦を命じる場合には、不適当と思われる者に代わるべき者についてのみ再推薦を命じるものであること。
- 3 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、様式第1号による委嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。また、民生委員・児童委員の担当する市町村を定め、様式第2号による委嘱辞令を併せて交付する。
- 4 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民にその者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる等の方途を講ずること。

した場合には解嘱すること。

## 2 推薦会の運営

- (1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、知事が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。  
また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。
- (5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

## 3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

## 第5 委嘱手続に関する留意事項

- 1 推薦会において推薦する民生委員・児童委員候補者の数が定数より多いときは、これに序列を付すこと。
- 2 推薦書には、当該市町村推薦会委員長の職員（私印は不可）を押印すること。
- 3 知事は民生委員推薦会が推薦した者のうち、民生委員・児童委員として適当でないと認められる者のあるときは、再推薦を命じ、再推薦を命じてもなお、適当でないと認められる者を推薦した場合には反復して再推薦を命じるものであること。  
なお、再推薦を命じる場合には、不適当と思われる者に代わるべき者についてのみ再推薦を命じるものであること。
- 4 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、様式第1号による委嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。また、民生委員・児童委員の担当する市町村を定め、様式第2号による委嘱辞令を併せて交付する。
- 5 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民にその者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる等の方途を講ずること。

## 第6 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
  - (1)「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行なうことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行なうことができない場合をいうこと。
  - (2)「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
  - (3)「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。

- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を知事に内申すること。
- 3 知事が民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「専門分科会」という。）の意見を聴く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聴くものであること。
- 4 法第12条第1項の規定により、専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を書面をもって通知するものであること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができるものであること。
- 6 専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を知事に通知するものとする。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、専門分科会の同意を要し、同意がない場合は、解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聴くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 民生委員・児童委員の解嘱は、厚生労働大臣によって行われ、様式第3号による解嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。

## 第6 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
  - (1)「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行なうことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行なうことができない場合をいうこと。
  - (2)「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
  - (3)「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。

なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。

- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を知事に内申すること。
- 3 知事が民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「専門分科会」という。）の意見を聴く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聴くものであること。
- 4 法第12条第1項の規定により、専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を書面をもって通知するものであること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができるものであること。
- 6 専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を知事に通知するものとする。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、専門分科会の同意を要し、同意がない場合は、解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聴くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 民生委員・児童委員の解嘱は、厚生労働大臣によって行われ、様式第3号による解嘱辞令が交付されるが、伝達は市町村長において行うものである。

## 主任児童委員選任要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">主任児童委員選任要領</p> <p>1 定数</p> <p>主任児童委員の定数は、平成13年7月12日付け地福404号保健福祉部長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。</p> <p>また、主任児童委員の配置基準については、近年の少子化、子育て不安、虐待問題等の増加などの状況に対応するため、民生委員協議会について最低2人となるよう配置基準を定めているので、適任者の推薦に十分留意すること。</p> <p>なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことは差し支えない。</p> <p>2 推薦の基準</p> <p>主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員、児童委員の選任について」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ、以下に掲げる基準に照らして主任児童員にふさわしい者であること。</p> <p>(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。</p> <p>① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者。</p> <p>② 学校等の教員の経験を有する者</p> <p>③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者</p> <p>④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者</p> <p>(2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。</p> <p>(3) 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則として<u>6.0</u>歳未満の者を選任すること。</p> <p>ただし、地域の実情により<u>6.0</u>歳未満の者の選出がどうしても困難な場合に限り、例外的に<u>6.0</u></p>	<p style="text-align: center;">主任児童委員選任要領</p> <p>1 定数</p> <p>主任児童委員の定数は、平成13年7月12日付け地福404号保健福祉部長通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の2「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。</p> <p>また、主任児童委員の配置基準については、近年の少子化、子育て不安、虐待問題等の増加などの状況に対応するため、民生委員協議会について最低2人となるよう配置基準を定めているので、適任者の推薦に十分留意すること。</p> <p>なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことは差し支えない。</p> <p>2 推薦の基準</p> <p>主任児童委員に指名されるべき者は、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員、児童委員の選任について」の「第2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ、以下に掲げる基準に照らして主任児童員にふさわしい者であること。</p> <p>(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。</p> <p>① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者。</p> <p>② 学校等の教員の経験を有する者</p> <p>③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者</p> <p>④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者</p> <p>(2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。</p> <p>(3) 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則として<u>5.5</u>歳未満の者を選任すること。</p> <p>ただし、地域の実情により<u>5.5</u>歳未満の者の選出がどうしても困難な場合に限り、例外的に<u>5.5</u></p>

歳上の者の選任を認めることとする。

その場合にあっても、現に地域で地域福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則65歳未満の者を選任すること。

### 3 推薦及び指名手続

#### (1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するにあたって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け、推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。(オ) 母子保健推進員等との協力により、妊産婦に対する健康診査等受診勧奨、各種相談支援等を行うこと。

#### (2) 指名手続

市町村長が、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第5 民生委員・児童委員の委嘱」の4により委嘱に係る事例の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

#### (3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、知事は様式第1号を北海道厚生局長に提出するものとする。なお、指名の解除は、様式第2号の交付を持って行うこととなるが、辞令の伝達は、前記「(2) 指名手続」により、市町村長が行うこと。

歳上の者の選任を認めることとする。

その場合にあっても、現に地域で地域福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則65歳未満の者を選任すること。

### 3 推薦及び指名手続

#### (1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するにあたって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け、推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。(オ) 母子保健推進員等との協力により、妊産婦に対する健康診査等受診勧奨、各種相談支援等を行うこと。

#### (2) 指名手続

市町村長が、昭和37年9月14日付け37社第1891号民生部長通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第5 民生委員・児童委員の委嘱」の4により委嘱に係る事例の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

#### (3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、知事は様式第1号を北海道厚生局長に提出するものとする。なお、指名の解除は、様式第2号の交付を持って行うこととなるが、辞令の伝達は、前記「(2) 指名手続」により、市町村長が行うこと。

北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針の新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針</p> <p><b>1 目 的</b> この審査方針は、北海道社会福祉審議会の民生委員審査専門分科会が、市町村民生委員推薦会から推薦された民生委員候補者を審査するに当たっての審査基準等を明らかにするものである。</p> <p><b>2 基本的考え方</b> 民生委員児童委員の選任は、真に適格者を求めることを主眼として行われるべきであって市町村の名誉職の交替とか役員の割り振りであってはならない。 したがって、真に民生委員児童委員の職務の遂行が期待できる適任者を選任するものとする。</p> <p><b>3 審査方針の位置付け</b> 民生委員児童委員としての適格要件は、民生委員法、昭和37年9月14日付け37社第1891号北海道民生部長通知（基本通知）及び平成19年8月20日付け子ども第912号北海道保健 福祉部長通知（主任児童委員の選任について）に基づくほか、この審査方針によるものとする。</p> <p><b>4 審査基準</b> (1) 特別要件 次の要件を満たさない者については、民生委員児童委員として選任しないこととする。 なお、この場合、市町村民生委員推薦会に対し、適格者の再推薦を求めるものとする。 ① 年齢制限について ア 地区を担当する民生委員児童委員（平成7年7月18日決議事項） ・新任の場合は、基準を設けない。 ・再任の場合は、できる限り75歳未満の者とする。 ただし、健康状態、過去の活動状況等十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。 イ 主任児童委員（平成10年7月3日決議事項） 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則<u>6.0</u>歳未満の者とする。 ただし、地域の事情により<u>6.0</u>歳未満の者の選出がどうしても困難な場合で、事情止むを得ないと判断できる場合は、例外的に<u>6.0</u>歳以上の者も認める。その場合であっても、現に地域で児童福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則65</p>	<p style="text-align: center;">北海道社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針</p> <p><b>1 目 的</b> この審査方針は、北海道社会福祉審議会の民生委員審査専門分科会が、市町村民生委員推薦会から推薦された民生委員候補者を審査するに当たっての審査基準等を明らかにするものである。</p> <p><b>2 基本的考え方</b> 民生委員児童委員の選任は、真に適格者を求めることを主眼として行われるべきであって市町村の名誉職の交替とか役員の割り振りであってはならない。 したがって、真に民生委員児童委員の職務の遂行が期待できる適任者を選任するものとする。</p> <p><b>3 審査方針の位置付け</b> 民生委員児童委員としての適格要件は、民生委員法、昭和37年9月14日付け37社第1891号北海道民生部長通知（基本通知）及び平成19年8月20日付け子ども第912号北海道保健 福祉部長通知（主任児童委員の選任について）に基づくほか、この審査方針によるものとする。</p> <p><b>4 審査基準</b> (1) 特別要件 次の要件を満たさない者については、民生委員児童委員として選任しないこととする。 なお、この場合、市町村民生委員推薦会に対し、適格者の再推薦を求めるものとする。 ① 年齢制限について ア 地区を担当する民生委員児童委員（平成7年7月18日決議事項） ・新任の場合は、基準を設けない。 ・再任の場合は、できる限り75歳未満の者とする。 ただし、健康状態、過去の活動状況等十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。 イ 主任児童委員（平成10年7月3日決議事項） 主任児童委員は、新任・再任を問わず、原則<u>5.5</u>歳未満の者とする。 ただし、地域の事情により<u>5.5</u>歳未満の者の選出がどうしても困難な場合で、事情止むを得ないと判断できる場合は、例外的に<u>5.5</u>歳以上の者も認める。その場合であっても、現に地域で児童福祉活動に携わるなど、今後の活動が十分に期待される原則65歳</p>



歳未満の者とする。

- ② 議会議員との兼職について（平成8年7月22日決議事項）  
議会議員が民生委員を兼職することについては、民生委員法第16条の趣旨等を踏まえ、これを認めないこととする。

(2) 一般要件

民生委員児童委員は、原則、次の要件を満たすものとし、推薦者の適否については、これらの要件を考慮して総合的に判断するものとする。

- ① 社会福祉への関心  
ボランティアや介護など福祉活動の経験を有すること。
- ② 民生委員活動状況  
再任にあたっては、民生委員協議会への出席率が概ね60%以上であること。
- ③ 時間的余裕  
民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。
- ④ その他  
・家族の協力と理解が得られていること。  
・会社員、公務員等被雇用者については、所属長の了解が得られていること。  
・健康であり、活動に支障がないこと。

(3) その他

北海道民生委員児童委員選任要領第2の(4)ただし書きの「一定の条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。

- ① 当該市町村内に居住していること。
- ② 地域の実情を知っているだけでなく、地域住民との交流が深く、信望が厚いと認められること。
- ③ 現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。
- ④ 電話やファックス等による相談連絡体制が確保されていること。
- ⑤ 市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保されていること。
- ⑥ 任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年を経過した日以降、最初の一斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当該民生委員・児童委員の任期中においても引き続き、当該地区に居住する民生委員・児童委員を確保するよう努めること

未満の者とする。

- ② 議会議員との兼職について（平成8年7月22日決議事項）  
議会議員が民生委員を兼職することについては、民生委員法第16条の趣旨等を踏まえ、これを認めないこととする。

(2) 一般要件

民生委員児童委員は、原則、次の要件を満たすものとし、推薦者の適否については、これらの要件を考慮して総合的に判断するものとする。

① 地域の状況の把握の程度

その地区に概ね5年以上居住していること。

- ② 社会福祉への関心  
ボランティアや介護など福祉活動の経験を有すること。
- ③ 民生委員活動状況  
再任にあたっては、民生委員協議会への出席率が概ね60%以上であること。
- ④ 時間的余裕  
民生委員児童委員活動に、概ね週14時間以上時間を割愛できること。
- ⑤ その他  
・家族の協力と理解が得られていること。  
・会社員、公務員等被雇用者については、所属長の了解が得られていること。  
・健康であり、活動に支障がないこと。

(3) その他

北海道民生委員児童委員選任要領第2の(4)ただし書きの「一定の条件」とは、次の条件をすべて満たすことをいう。

- ① 当該市町村内に居住していること。
- ② 本ただし書きの規定により最初に委嘱される日の1年前に当該地区に居住しており、かつ、その居住年数が継続して5年以上あること。
- ③ 地域の実情を知っているだけでなく、地域住民との交流が深く、信望が厚いと認められること。
- ④ 現居住地から当該地区に定期的な訪問が可能であること。
- ⑤ 電話やファックス等による相談連絡体制が確保されていること。
- ⑥ 市町村や地区民生委員児童委員協議会等の支援体制が確保されていること。
- ⑦ 任期は、本ただし書きの規定により委嘱される日から3年を経過した日以降、最初の一斉改選の日までとし、民生委員推薦会は、当該民生委員・児童委員の任期中においても引き続き、当該地区に居住する民生委員・児童委員を確保するよう努めること。